

町議会のしくみとながれ

議会のしくみは？

本議会
議長
副議長
議員

常任委員会

議案等を詳しく調査・審査し、議案に対する態度（賛成・反対）を決定する。

議会運営委員会

議会運営を行うための調整をしたり、議会運営上、重要な事項について協議したりする。

特別委員会

必要がある場合、議会の議決を経て特別に設置し、付議された議案等を審査する。

どんな
常任委員会が？

総務産業建設（7人）

町の基本計画や産業、道路・下水道や河川などの整備について

文教厚生（7人）

医療、福祉、教育といった公的サービスについて

予算決算

（議長を除く全議員）
町のお金の使い方（予算決算）について

議会広報（7人）

「議会だより」の発行に
（5人）

※総務産業建設、文教厚生、予算決算、この3つの常任委員会は、本会議から付託された議案等の審査をする。

その他、

話し合う
場は？

場は？

議員全員

協議会

執行機関が重要な案件をあらかじめ説明する場や、意見交換の場などとして活用している。

本会議は

いつ？

定例会

毎年、3・6・9・12月の年4回開催

臨時会

定例会以外に必要な場合に開催

定例会の流れは？

本会議

○町長や議員が議案を提案する。
○議案の内容を説明する。
○議案について質問する（質疑）。

委員会

○議案についてさらに詳しく審査する。

本会議

○委員会で話し合った内容を報告する。
○賛成または反対の意見を述べる（討論）。
○町議会として賛成か反対かを決める（採決）。

※本会議では、行政全般について見解を資する場（一般質問）もある。